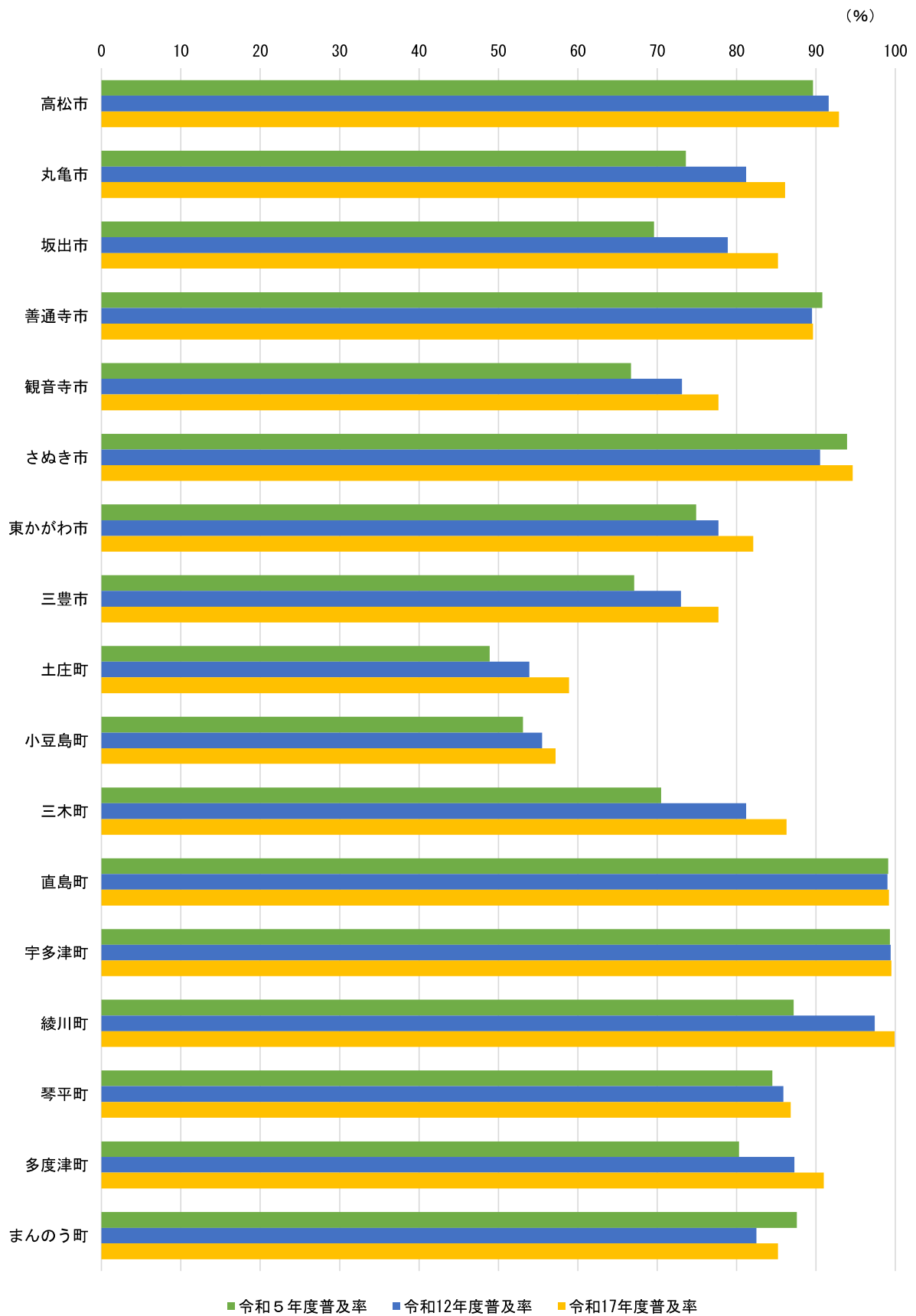


## 【 資 料 編 】

- 資料 1 市町別汚水処理人口普及率の推移
- 資料 2 汚泥処理の現状と処理水の循環利用の推移
- 資料 3 ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例
- 資料 4 香川県汚水処理事業広域化・共同化計画（概要版）
- 資料 5 香川県栄養塩類管理計画（概要版）
- 資料 6 都道府県構想に関する国からの通知

資料1 市町別汚水処理人口普及率の推移



## 資料2 汚泥処理の現状と処理水の循環利用の推移

### (1) 汚泥処理の現状

下水処理場から発生する下水汚泥の約9割（令和5年度末）は、セメント原料化や堆肥化などの再資源化が行われています。農業集落排水施設の汚泥は約7割（令和5年度末）が堆肥として農地へ還元されています。

また、浄化槽汚泥は回収された後、し尿処理施設や下水処理場で処理されています。し尿処理施設の処理残さは堆肥化などの再資源化が進められています。

汚泥の再資源化は、循環型社会の推進において重要な取り組みです。

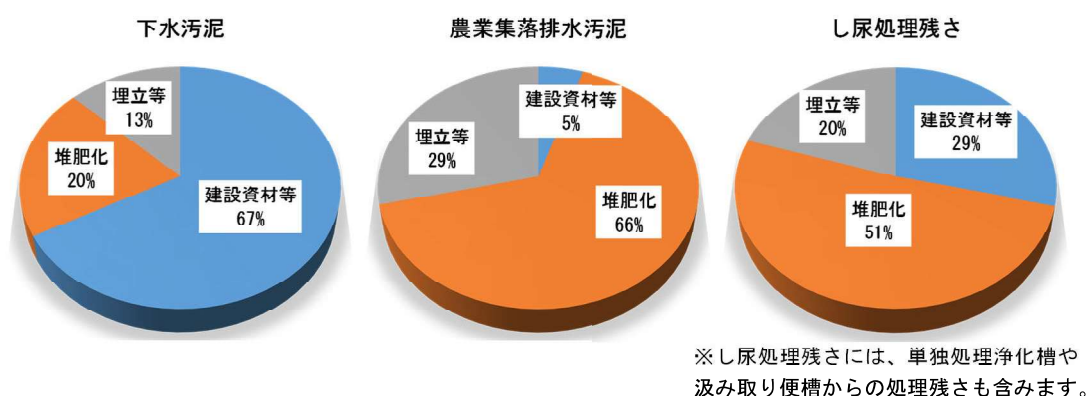


図2-1 下水汚泥、農業集落排水汚泥、し尿処理残さの再利用（令和5年度末）

### (2) 処理水の循環利用

下水道で処理した水（処理水）の一部は、処理場内での散水等に再利用されるほか、処理場外へも供給しており、水洗トイレなどの雑用水や修景用水として利用されています。

農業集落排水施設からの処理水は、農業用水として再利用されています。

処理水の再利用は、循環型社会の推進において重要な取り組みです。

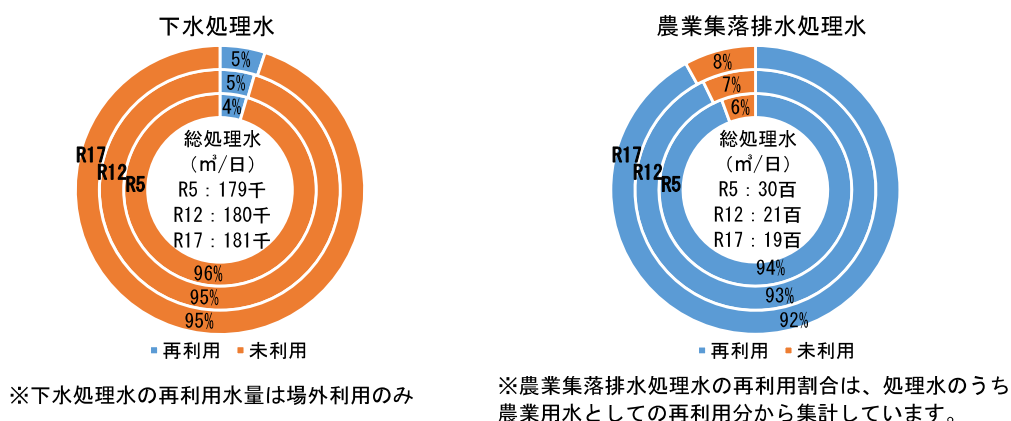


図2-2 下水処理水、農業集落排水処理水の再利用

## 資料3 ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例

### ○ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例

#### ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例

平成14年3月27日  
条例第1号

改正 平成22年7月13日条例第27号

ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例をここに公布する。

ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 水環境の保全と創出に関する基本的施策（第6条—第12条）

第3章 水環境の保全と創出に関する事業（第13条—第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、温暖で少雨という瀬戸内海沿岸に特有の気候の下で、白砂青松と多島美を誇る瀬戸内海を有し、狭あいな県土に数多くの河川が流れ、ため池、湧（ゆう）水等が点在することにより形成された本県に特有の豊かで変化に富んだ水環境の特性を踏まえ、県下すべての者の参加を求め、これらの者と協働することにより、水環境を保全し、かつ、より質の高いものとして将来の世代に引き継ぐことが重要であることにかんがみ、水環境の保全と創出に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、水環境の保全と創出に関する施策の基本となる事項を定め、水環境の保全と創出のための措置を講ずることにより、人と自然とが共生する潤いと安らぎに満ちた美しい郷土香川づくりを推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「水環境」とは、水及び水辺地を欠くことのできない構成要素とし、水質、水量、生物の生息状況その他の自然的側面及び親水空間、水に関する伝統的行事等の水文化その他の社会的側面を有する自然的社会的環境をいう。

2 この条例において「公共用水域」とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。

（県の責務）

第3条 県は、水環境の保全と創出に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策について、県民及び事業者の理解を深めるため、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（県民及び事業者の責務）

第4条 県民及び事業者は、自らの日常生活又は事業活動が水環境に多大な影響を及ぼすことを深く認識し、自ら積極的に水環境の保全と創出のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県民及び事業者は、県が実施する水環境の保全と創出に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市町との連携）

第5条 県は、水環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町との連携を図るものとする。

第2章 水環境の保全と創出に関する基本的施策

（施策の基本方針）

第6条 県は、水環境の保全と創出に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的にこれを行うものとする。

(1) 清らかで安全な水を確保すること。

(2) 健全な水循環を保持する水量を確保すること。

(3) 多様な生物の生息空間及び生態系を保全すること。

(4) 快適な親水空間を保全し、及び創出すること。

(5) 水文化を伝承し、及び水環境を持続的に活用すること。

(水環境保全計画)

第7条 知事は、水環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、水環境の保全と創出に関する基本的な計画（以下「水環境保全計画」という。）を定めなければならない。

2 水環境保全計画は、本県の水環境の特性を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 水環境の保全と創出に関する長期的な目標及び施策の大綱

(2) 水環境の保全と創出に関する地域別の目標及び計画

(3) 前2号に掲げるもののほか、水環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、水環境保全計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町長及び香川県環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、水環境保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、水環境保全計画の変更について準用する。

(清らかで安全な水の確保)

第8条 県は、清らかで安全な水の確保を図るため、法第2条第9項に規定する生活排水が瀬戸内海、河川等の公共用水域の水質に多大な影響を及ぼすことにかんがみ、法第14条の5第1項に規定する生活排水対策に関する県民の理解を深めるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、清らかで安全な水の確保を図るため、工場又は事業場からの排水その他の事業活動に伴う排水による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する指導、農薬及び肥料の適正な使用並びに家畜排せつ物の有効利用に関する普及啓発、公共用水域の水質の浄化に関する調査研究その他必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成22年条例27号〕

(健全な水循環を保持する水量の確保)

第9条 県は、健全な水循環を保持する水量の確保を図るため、森林の整備、ダム、ため池等の保全、地下水の適正な利用の促進、節水の促進、下水処理水の再利用、雨水の有効利用等の水の循環利用の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(多様な生物の生息空間及び生態系の保全)

第10条 県は、多様な生物の生息空間及び生態系の保全を図るため、河川、ため池、沿岸海域等及びそれらの周辺の地域（以下「水辺等」という。）における生物の生息及び生育の状況に関する調査、水辺等のうち生物の生息地又は生育地として重要である地域の保全その他必要な措置を講ずるものとする。

(快適な親水空間の保全及び創出)

第11条 県は、快適な親水空間の保全及び創出を図るため、瀬戸内海沿岸に特有の自然景観の保全、水辺等の美化の促進、親水施設の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(水文化の伝承及び水環境の持続的な活用)

第12条 県は、水文化の伝承及び水環境の持続的な活用を図るため、本県固有の水に関する歴史的所産の保存及び活用、水環境と調和した産業の振興、水環境に関する学習の機会及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 水環境の保全と創出に関する事業

(全県域生活排水処理構想の策定等)

第13条 知事は、生活排水処理施設（法第14条の5第1項に規定する生活排水処理施設をいう。以下同じ。）の整備に関し、県及び市町が行うそれぞれの施策について相互に調整を図り、市町と連携して県下全域における総合的かつ計画的な事業の実施を推進するため、全県域生活排水処理構想（以下「処理構想」という。）を定めなければならない。

2 処理構想は、生活排水処理施設の効率的かつ適正な整備を推進するため、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減する効果（以下「水質改善効果」という。）、経済性その他の生活排水処理施設の種類ごとの特性及び生活排水処理施設の整備の緊急性その他の地域の実情を考慮して定めるものとする。

3 処理構想は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 生活排水処理施設の整備の推進に関する基本方針

(2) 生活排水処理施設の種類ごとの整備目標

- (3) 生活排水処理施設重点整備地域（水質改善効果及び生活環境の改善効果を考慮して、生活排水処理施設の重点的な整備を図ることが適当であると認められる特定の地域をいう。）に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生活排水処理施設の整備の推進に関し必要な事項
- 4 知事は、処理構想を定めようとするときは、あらかじめ、市町長の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、処理構想を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、処理構想の変更について準用する。

一部改正〔平成22年条例27号〕

（処理構想の推進に関する助言等）

第14条 県は、処理構想による生活排水処理施設の整備を推進するため、関係市町に対し、技術的な助言、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（香の川創生事業）

第15条 県は、市町、事業者及び県民等と連携して、香の川創生事業（特定の地域において、美しい郷土香川を象徴し、かつ、県民が誇りと愛着を持つことのできる水環境を保全し、及び創出するための事業であって、市町の中出により、県及び市町が事業者及び県民等の参画を求め、これらの者と協働して実施するものをいう。以下同じ。）を推進するものとする。

2 県は、香の川創生事業を実施しようとするときは、市町、事業者及び県民等と共同して、香の川創生事業を円滑に推進するために必要な協議を行うための協議会を組織するものとする。

3 協議会は、香の川創生事業を円滑に推進するため、次に掲げる事項を定めた事業計画を作成するものとする。

(1) 事業の基本方針に関する事項

(2) 事業を実施する地域

(3) 県、市町、事業者及び県民等が果たすべき役割並びに事業の推進体制

(4) 前3号に掲げるもののほか、事業を推進するために必要な事項

4 協議会は、前項の事業計画を作成しようとするときは、法令等に基づく計画等との整合性を確保するとともに、香の川創生事業を実施する地域の水環境の特性その他の地域の実情を考慮するものとする。

5 協議会を組織する者は、第3項の事業計画を尊重し、香の川創生事業の総合的かつ計画的な推進が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第4章 雑則

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第7条第2項各号に掲げる事項について知事が定めている水環境の保全と創出に関する計画は、同条第1項の規定により定められた水環境保全計画とみなす。

附 則（平成22年7月13日条例第27号）

この条例は、平成22年8月10日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

（平成23年3月規則第26号で、同23年4月1日から施行）

資料4 香川県汚水処理事業広域化・共同化計画（概要版）

香川県汚水処理事業広域化・共同化計画 概要版

### 1 計画策定の背景

汚水処理施設の事業運営については、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来等によりその経営環境は厳しさを増しており、より一層の効率的な事業運営が求められています。

こうした中、「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」（平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）において、汚水処理施設の広域化を推進するための目標が掲げられ、これを受けて平成 30 年 1 月 17 日に、関係 4 省（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）連名にて、以下の要請がなされました。

**広域化・共同化計画に関する関係 4 省による要請点**

- ◆ 全ての都道府県における令和 4 年度までの「広域化・共同化計画」策定
- ◆ 平成 30 年度早期の管内全市町村等が参加する検討体制構築

### 2 計画の目的

本県では、公共用水域の水質改善と県民すべてが快適で衛生的な生活を実感できる環境づくりをめざして、平成 8 年に「香川県全県域生活排水処理構想」を策定し、社会情勢の変化に応じて見直しながら、全県域で下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽など汚水処理施設の整備を進めてきました。

一方で、重要なライフラインを担う汚水処理事業者が、将来にわたり持続可能な事業運営を行っていくためには、共通する課題を抱える事業者が一体となり、汚水処理事業の広域的な連携や共同実施など広域化・共同化の取組みを推進していくことが必要です。

こうしたことから、下水道法第 31 条の 4 で規定する法定協議会として、令和 2 年 6 月 1 日に設立した「香川県汚水処理事業効率化協議会」において、汚水処理事業の現状と今後の課題を踏まえた広域化・共同化の具体的な取組みの検討を行い、持続可能な事業運営を確保することを目的として、「香川県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定しました。



### 3 計画の位置づけ

香川県汚水処理事業広域化・共同化計画は、「第 4 次香川県全県域生活排水処理構想（平成 28 年 3 月）」に掲げられる基本方針のうち、『より効率的・計画的な施設整備と運営管理の推進』に関わる計画として位置づけられます。

**第 4 次香川県全県域生活排水処理構想（平成 28 年 3 月策定）**

- 全県的な整備の推進
  - 平成 37 年度（令和 7 年度）の汚水処理人口普及率 85% を目標に生活排水処理施設の早期整備を推進
- より効率的・計画的な施設整備と運営管理の推進
 

**香川県汚水処理事業広域化・共同化計画【今回策定】**

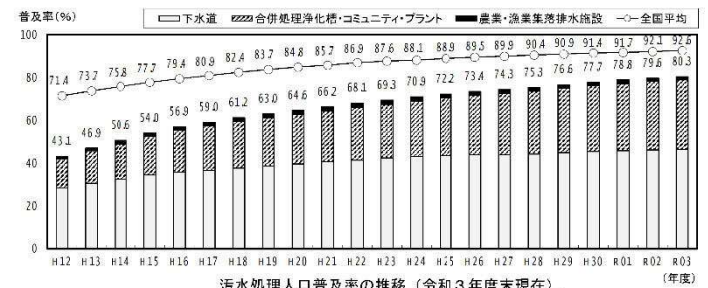
  - ◇ 広域化・共同化の検討体制及び取組方針
  - ◇ 広域化・共同化の具体的な取組み
  - ◇ 計画のロードマップ

### 4 県内の汚水処理事業の現状

#### 汚水処理施設の普及状況

本県では、令和 7 年度を目標年次とする第 4 次香川県全県域生活排水処理構想を策定し、下水道、合併処理浄化槽等の整備を推進しています。

県内の令和 3 年度末の汚水処理人口普及率は 80.3% となっており、汚水処理施設の整備を進めた結果、前年度に対する普及率の伸びは 0.7 ポイントと全国平均の 0.5 ポイントに比べて高くなっていますが、普及率は全国平均 92.6% に比べてまだ低い状況（全国 44 位）にあります。



#### 汚水処理施設の整備状況

県内では、汚水処理施設として、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントが整備されています。

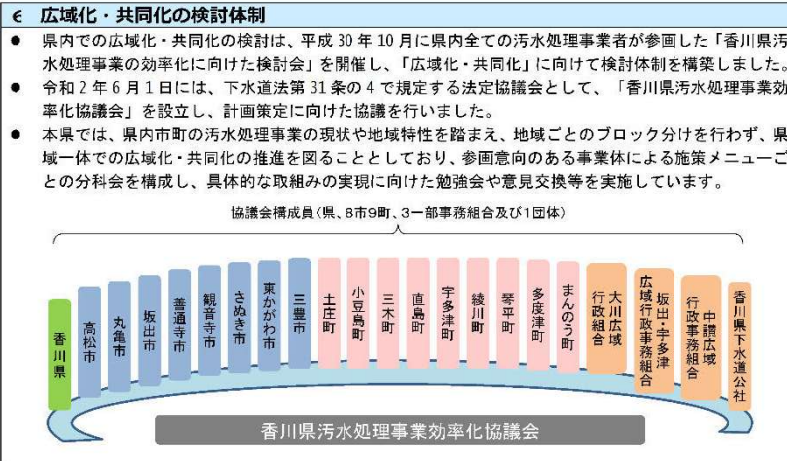
下水道では、流域下水道が 2 箇所、単独公共下水道が 11 箇所、特定環境保全公共下水道が 5 箇所の計 18 箇所の処理場があります。集落排水施設では、農業集落排水施設で 37 箇所、漁業集落排水施設で 3 箇所の処理場があります。また、し尿処理施設では、8 箇所の処理場があります。

#### 県内の汚水処理施設の位置図

### 5 県内の汚水処理事業の課題（ヒト・モノ・カネの課題）

ヒト (執行体制)	・職員数の減少による執行体制の脆弱化 ・専門分野に関わる人材育成や技術の継承
モノ (施設管理)	・施設の老朽化に伴う改築更新需要の増加 ・汚水量の減少による施設稼働率の低下
カネ (事業経営)	・人口減少に伴う使用料収入の減少 ・経営健全化のための事業の効率化やコスト削減

広域化・共同化による事業運営の効率化が必要



### 7 広域化・共同化の取組方針

本県の汚水処理事業の「広域化・共同化」については、全県的な組織や経営の統合をめざすものではなく、共通の課題を抱える事業者が一体となり、より効率的な汚水処理事業の事業経営をめざすものであり、実施可能な範囲で広域化・共同化を進めるものです。

協議会設立時に策定した「広域化・共同化計画策定に向けた基本方針」において、今後取り組むべき11の施策メニューを掲げ、ハード連携・ソフト連携の両面から広域化・共同化に取り組むこととしています。

施策メニュー		実施時期	取組方針
広域化	施設統廃合	①公共下水道と農業集落排水との統廃合	中長期(5~30年) ●農業集落排水の公共下水道への接続、統廃合による管理施設数の削減や既存施設の有効活用を図る。
		②し尿の下水道投入	中長期(5~30年) ●MICS事業など、し尿処理の公共下水道への接続、統廃合による管理施設数の削減や既存施設の有効活用を図る。
共同化	庁内事務	③公営企業会計導入の共同実施	短期(5年以内) ●会計システムの共同利用による経費削減や適用に向けた勉強会の実施による人的負担の軽減などを図る。
		④排水設備工事の指定・排水設備責任技術者の登録等の一元化	中期(5~10年) ●指定工事店や責任技術者の登録を一元化(共同システムの導入)や書類の統一化等を行うなど、事務手続きの軽減を図る。
	処理汚泥	⑤汚泥の集約処理	長期(10~30年) ●発生汚泥の収集運搬・処分を集約化により、汚泥処分費の削減を図る。また、DBO、PFI等の官民連携手法の導入を検討する。
		災害時対応	⑥BCPの共同実施
⑦応急復旧資機材の共同備蓄	短期(5年以内) ●応急復旧資機材の保有状況の整理や共同管理を実施し、緊急時や災害時における資機材の融通を迅速に行い、被災時における早期復旧を図る。		
⑧災害時広域連携協定の締結	短期(5年以内) ●県内の汚水処理相互支援協定や下水道管路施設の災害時支援協定等の導入を行い、被災時における早期復旧を図る。		
維持管理	⑨災害時のし尿受け入れ	短期(5年以内) ●し尿処理場が被災等のため処理できない場合、下水道等への代替施設へ搬入する等、災害時における危機管理体制の強化を図る。	
	⑩処理場・ポンプ場の維持管理業務の共同実施	中期(5~10年) ●処理場・ポンプ場の維持管理業務を共同発注し、スケールメリットを活かして維持管理経費の削減を図る。また、ICTを活用した共同管理などを検討する。	
	⑪管渠の維持管理業務の共同実施	中期(5~10年) ●管渠及びマンホールポンプの維持管理業務を共同発注し、スケールメリットを活かして維持管理経費の削減を図る。また、管路施設台帳の電子化の共同実施を検討する。	

### € 計画のロードマップ

取組内容	関連する施設名等	取組内容に対するスケジュール(年度)					
		短期(〜5年)	中期(〜10年)		長期(〜30年)		
種別		2023	2027	2028	2032	2033	2032
		R5	R9	R10	R14	R15	R34
①公共下水道と農業集落排水上の統廃合(中長期)	丸亀市 丸亀市清流調整池公共下水道、清流調整池処理施設、丸亀市公共下水道、丸亀市農業集落排水 善通寺市 善通寺市清流調整池公共下水道、善通寺市農業集落排水 さぬき市 さぬき市清流調整池公共下水道、さぬき市農業集落排水 三木町 三木町公共下水道、三木町農業集落排水 東かがわ市 東かがわ市公共下水道、特定区域排水公共下水道 まんのう町 まんのう町清流調整池公共下水道、まんのう町農業集落排水	●工事 ●供用開始					
②し尿の下水道投入(中長期)	高松市 中讃広域行政事務組合 坂出市 中讃広域行政事務組合 善通寺市 中讃広域行政事務組合 さぬき市 中讃広域行政事務組合 東かがわ市 中讃広域行政事務組合 まんのう町 中讃広域行政事務組合	●経費削減 ●設計、工事 ●供用開始					
③公営企業会計導入の共同実施(短期)	三豊市、土庄町、三木町、直島町、宇多津町、坂出市、琴平町、多度津町、まんのう町	●公営企業会計導入の勉強会、情報共有 ●公営企業会計システムの共同導入					
④排水設備工事の指定・排水設備責任技術者の登録等の一元化(中期)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、琴平町、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町、土庄町、小豆島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	●登録制度の一元化の検討 ●登録制度の一元化の検討					
⑤汚泥の集約処理(長期)	香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、琴平町、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町、土庄町、小豆島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	●汚泥集約の検討 ●事業化に向けた検討					
⑥BCPの共同実施(短期)	香川県、8市9町、香川県下水道公社	●香川県汚水処理事業関係団体の連携、関係、意見(災害時対応の共同化メニュー共通事項) ●災害時対応協定の締結 ●共同実施に向けた実施					
⑦応急復旧資機材の共同備蓄(短期)	香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、琴平町、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、土庄町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町	●在庫リストの作成 ●運用ルールの策定 ●相互融通の開始					
⑧災害時広域連携協定の締結(短期)	香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、琴平町、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、土庄町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	●協定内容の調査 ●協定締結					
⑨災害時のし尿受け入れ(短期)	香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、琴平町、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、土庄町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	●受け入れ方法の検討、調査 ●受け入れルールの策定 ●災害時受け入れ体制の構築					
⑩処理場・ポンプ場の維持管理業務の共同実施(中期)	香川県、丸亀市、坂出市、善通寺市、琴平町、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、土庄町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町	【処理場・ポンプ場の維持管理業務の共同化】 ●ストックマネジメント計画や計画的維持管理業務(点検・点検・修繕等)に関する情報共有、維持管理業務の共同発注や包括的民間委託の検討 【管渠台システム整備・保守の共同化】 ●管渠台システム導入の検討、保守の共同発注 ●システム整備・更新時期の情報共有、システム整備・保守の共同発注の検討					
⑪管渠の維持管理業務の共同実施(中期)	香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、琴平町、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、土庄町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	【管渠の維持管理業務の共同化】 ●ストックマネジメント計画や計画的維持管理業務(点検・点検・修繕等)に関する情報共有、維持管理業務の共同発注や包括的民間委託の検討 【管渠台システム整備・保守の共同化】 ●管渠台システム導入の検討、保守の共同発注 ●システム整備・更新時期の情報共有、システム整備・保守の共同発注の検討					

※斜字は共同化、共同実施の取組内容を示す

### € 進行管理(EDCA)

- 計画に位置づけられた施策メニューを着実に実施するために、PDCAサイクルによる進行管理を実施します。
- 協議会・幹事会・分科会を活用し、市町等と協議・調整を行いながら具体的な取組みを推進します。
- 香川県全域生活排水処理構想の見直しにあわせて、5年を目途に計画の見直しを実施します。

資料5 香川県栄養塩類管理計画（概要版）

香川県栄養塩類管理計画 ～豊かな海を目指して～ 【計画概要】

1 計画策定の背景

- 瀬戸内海では、法に基づく水質規制などに努めた結果、全般的に水質は改善されたが、依然として赤潮が毎年発生しており、一方では、栄養塩類の減少や気候変動による影響が原因とみられるノリの色落ちなどの問題が発生するようになった。
- そのような状況の中、R3.6の瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正で、新たに栄養塩類管理制度が創設された。

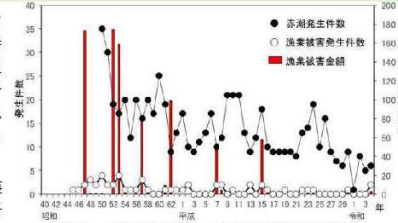


図1 赤潮発生件数、漁業被害発生件数及び漁業被害金額の推移

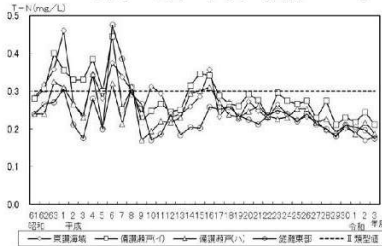


図2 海域（表層）における全窒素の経年変化

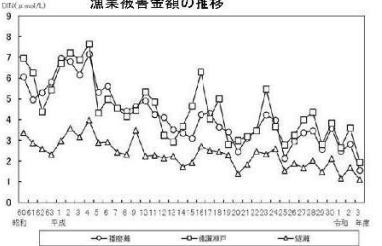


図3 海域（表層）における溶解無機態窒素（DIN）の経年変化

2 栄養塩類増加措置の計画的な実施

- 本県海域で生物の多様性と水産資源の持続的な利用の確保の課題に対応するため、5つの下水処理場が季節別運転管理を行い、計画的に海域へ栄養塩類を供給する。
- 計画の策定に伴い、栄養塩類増加措置の実施者は、総量規制基準（但し、対象物質である全窒素、全燐のみ）が適用除外となる。

表 対象物質及び水質の目標値

対象物質	水質の目標値【上限】
全窒素	0.3mg/L
全燐	0.03mg/L

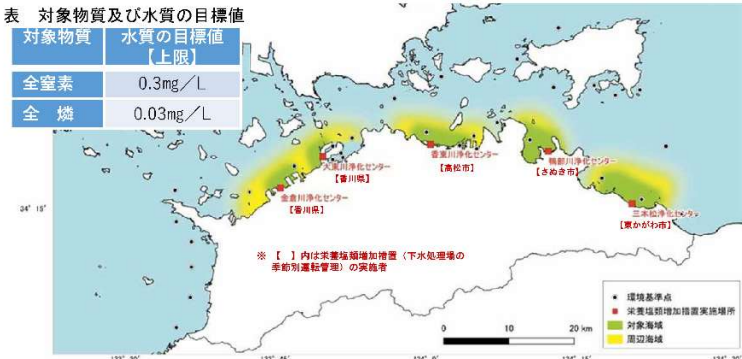


図4 計画区域

3 海域環境シミュレーション（事前評価）

(1) シミュレーション結果

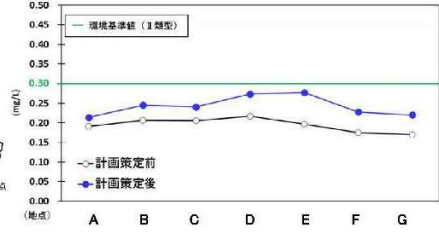
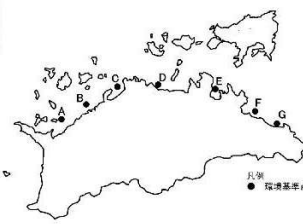


図5 栄養塩類増加措置の実施による全窒素（T-N）の変化

(2) シミュレーション結果からの評価

- 全窒素（T-N）：環境基準点で濃度上昇が予測されるが、環境基準の達成は維持される。
- 全燐（T-P）：環境基準点で濃度上昇が予測されるため、数値の変動に配慮する必要がある。
- COD：環境基準点で濃度上昇は少ないと予測されるが、現況で既に環境基準を超過しているため、数値の変動を慎重に確認する必要がある。

4 モニタリングの実施

- (1) 周辺環境のモニタリング  
栄養塩類増加措置による周辺環境への影響を把握するため、周辺海域と対象海域で通年実施。
- (2) 栄養塩類増加措置による効果検証  
ノリ養殖漁場への効果検証として、栄養塩類のモニタリングと対象生産物の状況（ノリの色調）をノリ養殖漁期中に実施。

5 計画の順応的管理プロセス

3の事前評価との比較も含め、4のモニタリング結果を分析、評価する。

6 香川県栄養塩類管理推進協議会

- 計画内容について広く意見を聞く場として、R5.1.12に設置（第1回を同日開催、第2回をR5.9.13に開催）。
- 栄養塩類増加措置を実施する者、漁業関係者、学識経験を有する者、各種団体の代表者、栄養塩類増加措置に関係する市町の代表、その他知事が必要と認める者で構成。
- 計画の策定や変更時は、その都度開催。

## 資料6 都道府県構想に関する国からの通知

衛 環 第 2 7 8 号  
7 - 1 0  
建設省都下企第66号  
建設省都下公第34号  
平成7年12月19日

各都道府県

廃棄物処理・浄化槽行政担当部長  
農業集落排水担当部長  
下水道担当部長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長

農林水産省構造改善局計画部事業計画課長

建設部整備課長

建設省都市局下水道部下水道企画課長

公共下水道課長

### 汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について

国民すべてが生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けて、快適な生活環境づくりや良質な水環境づくりが望まれており、汚水処理施設の整備が急務となっている。

汚水処理施設の整備については、下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業等により実施されているところであるが、より一層、効率的かつ適正な整備を進めるため厚生省、農林水産省、建設省及び地方公共団体の関係部局は、従来にも増して相互に連絡を密にし、調整、協力を促進することとする。

今後、地方公共団体においては、汚水処理施設の整備に係る部局間で連絡会議を設置するなどして、汚水処理施設の整備に関して十分な連絡調整に努めるとともに、都道府県においては、左記基本方針に基づき汚水処理施設の整備に関する総合的な「都道府県構想」を策定し、円滑なる事業の推進を図られたい。  
なお、貴管下市町村に対する周知方願います。

#### 記

- 1 本構想の策定にあたっては、市町村の計画、構想等をもとに、広域的な観点から所要の調整・検討を行い、都道府県の全域を対象に合理的な構想とすること。
- 2 地方公共団体は、各種汚水処理施設の有する特性、水質保全効果、経済性、汚泥の処理等の将来の維持管理、汚水処理施設整備の緊急性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法の選定を行うこと。
- 3 本構想の策定にあたっては、都道府県の関係部局は、相互に連絡を密にし十分な調整を図るとともに、市町村と連携を図り市町村の意向を十分に反映すること。
- 4 本構想は、情勢の変化に応じ、また市町村の意向等を踏まえ、必要な見直しを行うこと。

14農振第1721号  
14水港第2545号  
国都下事第285号  
環 廃 対 第 7 6 0 号  
平成14年12月4日

〇 〇 県 知 事 殿

〔 廃棄物処理・浄化槽行政担当課  
農業集落排水担当課  
漁業集落排水担当課 扱い  
下水道担当課 〕

農林水産省農村振興局計画部長

農林水産省農村振興局整備部長

水産庁漁港漁場整備部長

国土交通省都市・地域整備局下水道部長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

都道府県構想の見直しの推進について

各都道府県においては、「汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について」  
(平成7年12月19日 衛環第278号・7-10・建設省都下企第66号・建設省都下事第34

号) に従い、「都道府県構想」が策定され、効率的かつ適正な汚水処理施設整備の推進が図られているところである。

しかし、近年の社会情勢等の変化により、現在の「都道府県構想」が実情にそぐわないこと等も考えられることから、各都道府県においては、下記の留意事項に従い「都道府県構想」の早急な見直しの推進を図られたい。

なお、既に「機関委任事務制度の廃止後の農林水産省関係通達の取扱いについて」（平成12年3月31日12文第53号 農林水産事務次官通知）、「地方分権に伴う都市行政に係る既存の通知等の取扱いについて」（平成12年12月25日 建設省都政発第85号）、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う通知の取り扱いについて」（平成12年3月31日 生衛発第607号）などで周知しているとおり、「都道府県構想」に関連する通知<sup>※1</sup>（本通知を含む）は国から都道府県に対する技術的助言、「都道府県構想」は都道府県から市町村に対する技術的助言としての性格を持つものである。したがって「都道府県構想」の見直しに当たっては、市町村と連携を図り市町村の意向を十分に反映されたい。

※1 「都道府県構想」に関連する通知

- ・ 汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について（平成7年12月19日 衛環第278号・7-10・建設省都下企第66号・建設省都下事第34号）
- ・ 汚水処理施設の整備に関する連絡調整について（平成11年1月19日 衛環第2号・11-1・建設省都下企第2号・建設省都下公第2号）
- ・ 汚水処理施設の効率的な整備の推進について（平成12年10月11日 衛環82号・12-1・建設省都下企第43号・建設省都下公第28号）
- ・ 費用効果分析手法の統一について（平成13年12月14日 13農振第2376号・国都下企第60号・国都下事第523号・環境対第534号）
- ・ 統一的な経済比較を行うための建設費等の統一の修正について（平成13年12月20日 13農振第2410号・国都下企第61号・国都下事第530号・環境対第552号）

記

1. 既策定の都道府県構想の見直しに際して、「汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について」（平成7年12月19日 衛環第278号・7-10・建設省都下企第66号・建設省都下事第34号）に基づき、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法の検討を行うこと。
2. その際には、都道府県構想策定時との社会経済情勢の変化を反映させるとともに、経済比較に用いる建設費、耐用年数等の基礎数値については、「統一的な経済比較を行うための建設費等の統一の修正について」（平成13年12月20日 13農振第2410号・国都下企第61号・国都下事第530号・環境対第552号）を参考に、地域の実態に応じた最新の知見に基づくものを用いること。

19農振第1045号  
19水港第1801号  
国都下事第226号  
環廃対発第070914001号  
平成19年 9月14日

各都道府県

農業集落排水担当部長  
漁業集落排水担当部長  
下水道担当部長  
廃棄物処理・浄化槽行政担当部長 殿

農林水産省農村振興局企画部 事業計画課長

整備部 地域整備課長

水産庁漁港漁場整備部 防災漁村課長

国土交通省都市・地域整備局下水道部  
下水道事業課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課長

人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について

汚水処理施設の整備については、「汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について」（平成7年12月19日 衛環第278号、7-10、建設省都下企第66号、建設省都下公第34号）及び「都道府県構想の見直しの推進について」（平成14年12月4日 14農振第1721号、14水港第2545号、国都下事第285号、環廃対第760号）により都道府県構想の策定・見直しについて通知しているところである。

しかしながら、近年、人口減少や高齢化の本格化、地域社会構造の変化など、汚水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していること、また、市町村合併による行政区域の再編や地方財政が依然として厳しい状況にあることに伴い、汚水処理施設の整備の効率化が急務となっている。したがって、これらの諸情勢の変化に対応するためには、関係部局間の連携を一層強化し、より効率的な汚水処理施設の整備手法を選定することが必要である。

これまでも社会情勢等の変化に応じて都道府県構想の見直しが進められてきたところであるが、都道府県においては、下記の留意事項を踏まえ都道府県構想の早急な見直しを推進するとともに、都道府県構想のもととなる市町村の汚水処理施設整備の構想についても留意事項を踏まえて見直すよう技術的助言を行うなど貴管内市町村と連携を図りたい。

なお、都道府県におかれては、貴管内市町村に対してこの旨周知いただくようお願いする。

## 記

### 1 社会情勢の変化等の反映

- ①今後本格的に人口減少が進み、高齢化とも相まって地域全体の社会構造、とりわけ、居住の地域的偏在や世帯構成など居住形態が大きく変化することが見込まれることを踏まえ、適切に将来の人口想定を行うこと。
- ②都道府県の全域において汚水処理施設が整備される構想とすることを基本とすること。
- ③整備手法の見直しにあたっては、各種汚水処理施設の有する特性を踏まえた上で、地区（集落や排水区等）ごとに、今後の人口動態・分布の見通しや既存汚水処理施設の設置状況を考慮しつつ、建設及び維持管理に係るコスト比較を行い、当該地区の特性、水質保全効果、維持管理等と併せた総合的な判断に基づいて、当該地区に最も適した効率的かつ適正な整備手法となるよう検討すること。
- ④市町村合併による行政区域の再編も踏まえ、最適な整備手法となるように検討を行うこと。
- ⑤検討の方法や経済比較のための建設費等の基礎数値については最新の知見に基づくものを用い、地域の実情に応じた検討を行うこと。
- ⑥各汚水処理施設の整備について、予定区域のみならず、予定時期も可能な限り表示すること。
- ⑦将来人口の想定と実態に差違が生じうることを踏まえ定期的（5年を基本とする）に内容を点検するほか、社会情勢の変化等に合わせて適宜見直しを行うこと。

### 2 連携の強化

各汚水処理施設の所管部局間で各事業の整備進捗や維持管理状況についての情報を共有するなど緊密な連絡調整を図り、地区の実情に即した効率的な汚水処理施設整備が行われるように連携すること。

### 3 住民の意向の把握

あらかじめ構想の案を公表するなど情報公開を積極的に行い、住民の意向の把握に努めること。

25農振第1853号  
25水港第2573号  
国水下事第50号  
環廃対発第1401301号  
平成26年1月30日

各都道府県

集落排水担当部長  
下水道担当部長  
廃棄物処理・浄化槽担当部長 殿

農林水産省農村振興局整備部 農村整備官

水産庁漁港漁場整備部 防災漁村課長

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課長

持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について

汚水処理施設の整備は、「汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について」（平成7年12月19日付、環第278号、7-10、建設省都下企第66号、建設省都下公第34号）、「都道府県構想の見直しの推進について」（平成14年12月4日付、14農振第1721号、14水港第2545号、国都下事第285号、環廃対第760号）及び「人口減少等の社会情勢を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」（平成19年9月14日付、19農振第1045号、19水港第1801号、国都下事第226号、環廃対発第070914001号）により都道府県構想の策定・見直しについて通知しているところである。

今般、人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、都道府県構想の見直しを徹底するとともに、早期の汚水処理の概成を目指すため、農林水産省、国土交通省、環境省の3省が連携して設置した「都道府県構想策定マニュアル検討委員会（委員長 古米

弘明 東京大学大学院教授)」での審議を踏まえ、3省統一の「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（以下、「新マニュアル」という。）を策定したところである。

これまで都道府県構想については、定期的（5年を基本とする）に内容を点検するほか、社会情勢の変化等に合せて適宜見直しを行うようお願いしているところであり、都道府県においては、新マニュアルを踏まえ、アクションプランを含めた都道府県構想の平成26年度以降の早急な見直しを推進するとともに、都道府県構想のもととなる市町村の污水处理施設整備の構想についても新マニュアルを踏まえて見直すよう技術的助言を行うなど貴管内市町村と連携を図られたい。

なお、新マニュアルの趣旨は下記の通りであり、都道府県におかれては、貴管内市町村に対してこの旨周知いただくようお願いする。

## 記

### 1 未整備地区における污水处理の早期概成

- ・污水处理施設の整備区域の設定にあたっては、各種污水处理施設の有する特性を踏まえ、経済比較を基本としつつ、整備や運営を含め、時間軸等の観点から勘案すること。
- ・人口減少等を踏まえた各種污水处理施設による整備区域の適切な見直しを行うこと。その上で、今後10年程度を目途に污水处理の概成（地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種污水处理施設の整備が概ね完了すること）を目指した各種污水处理施設の整備に関するアクションプランの策定を行うこと。
- ・アクションプランの策定に際しては、整備に長期間要する地域については、早期に污水处理が概成可能な手法を導入するなどの弾力的な対応を検討すること。
- ・水環境の保全（高度処理の必要性、早期整備による水環境改善等）、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用（農業用水としての再利用等）、汚泥の利活用（エネルギー利活用及び堆肥化による農地への利用等）の可能性、災害に対する脆弱性などの地域特性、住民の意向等も勘案すること。

### 2 既整備地区の効率的な改築・更新及び運営管理

持続可能な污水处理の運営を行うため、既整備地区において長期的（20~30年）な観点から効率的な改築・更新や運営管理手法について検討すること。

### 3 その他

- ・都道府県構想の見直しは、污水处理に関する部局を中心に、関連部局と緊密な連絡調整を図り、市町村と連携して行うこと。
- ・実効性のある都道府県構想を策定するため、基礎調査段階からの住民意向の把握に努めるとともに、策定した都道府県構想の内容や進捗管理のためのベ

- ベンチマーク（指標）の公表を行い、都道府県構想の見える化を図ること。
- ・ 汚水処理の早期整備のため、各都道府県内において先行して策定した市町村のアクションプランを都道府県構想に先行して公表することも検討すること。
  - ・ 都道府県構想策定後は目標の達成に向け、ベンチマーク（指標）をもとにした進捗状況を定期的（例えば、1年毎等）に公表すること。